

## 1. 重要な会計方針

### 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価で計上し、取得価格不明のものについては再調達価格にて計上

### 有形固定資産等の減価償却方法

固定資産は、調査票兼評価算定内の耐用年数に基づき、定額法にて算出

### 引当金の計上基準及び算定方法

#### 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上

#### 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当の見込み額について本会計年度対応部分を計上

### リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

### 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としている。

### その他の財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理は税込方式としている。

## 2. 重要な会計方針の変更

なし

## 3. 重要な後発事象

なし

## 4. 偶発責務

なし

## 5. 追加情報

### 対象範囲(対象とする会計名)

一般会計

藤井寺市柏原市学校給食組合

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられているため、出納整理期間における現金の受け払いなどを終了した後の係数をもって会計年度末の計数としています。

税収等について、本組合は、藤井寺市と柏原市の 2 市で構成されており、その分担金にて運営されている一部事務組合である。分担金割合は、投資的経費については均等割とし、それ以外の経費については、両市の児童数で按分される。(総児童数 10,482 人 藤井寺市 5,054 人 柏原市 5,428 人)

平成 28 年度の分担金割合は、総額 624,127,000 円の内、藤井寺市は 301,098,000 円、柏原市は、323,029,000 円である。

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表上に計上されたリース債務金額は、5,307,120 円である。

#### 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

##### 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上

##### 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた額を計上

#### 資金収支計算書に係る事項

##### 基礎的財政収支

業務活動収支	40,191,554 円
投資活動収支	△10,074,240 円
財務活動収支	△26,418,955 円
基礎的財政収支	3,698,359 円

#### 既存の決算情報との関連性

一般会計のみであるため、差異は発生しない。

#### 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	40,191,554
減価償却費	△31,868,117
退職手当引当金繰入額(増減額)	48,286,610
賞与等引当金繰入額(増減額)	212,949
その他固定負債	589,680
資産除却損	△2,709,000
純資産変動計算書の本年度差額	54,703,676